

千曲市農業振興地域整備促進協議会設置要綱

平成 15 年 9 月 1 日

告示第 114 号

(設置)

第 1 条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)の規定に基づき、千曲市における農業振興地域整備計画の策定、変更及び整備計画に基づく事業の実施に関する市長の諮問等に応じるため、千曲市農業振興地域整備促進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市農業委員会の代表
- (2) 農業協同組合の代表
- (3) 商工会議所及び商工会の代表
- (4) 土地改良区の代表
- (5) 地区の代表
- (6) 女性団体の代表
- (7) 農業青年の代表
- (8) 市認定農業者会議の代表

(役員及び職務)

第 3 条 協議会に会長、副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事会を置く。幹事は、市職員、農業関係団体等の職員のうちから市長が任命又は委嘱する。

2 幹事は、協議会の所掌事務について補佐する。

3 幹事に幹事長を置き、経済部長がこれに充たる。

4 幹事長は、必要に応じ幹事会を招集することができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、千曲市経済部農林課が行う。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。